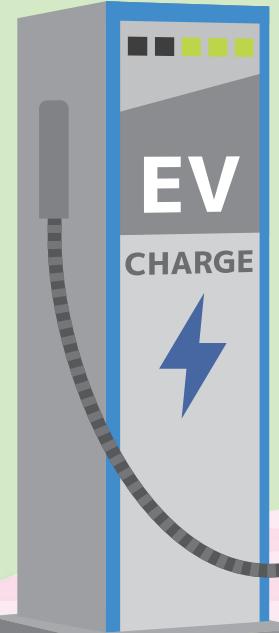




国の補助金制度と
併用可



申請受付期間

令和5年 5/9(火)から
令和6年 1/26(金)まで

受付期間内であっても、申請による補助金交付予定額が補助枠に達した時点で受付を終了します



充電設備設置経費を 一部助成します！

電気自動車等の普及に向けた支援として、
電気自動車等の充電設備の設置経費の一部を助成します

補助対象者

福岡市内の駐車場等(※)を所有もしくは管理する者または
所有者等から設置もしくは管理の許可を得た者(管理組合、建築主等含む)

※急速充電設備は、広く市民等が利用できる公共の充電設備であること

※普通充電設備は、集合住宅の共有部の駐車場又は居住者専用駐車場に設置される充電設備であること

補助対象設備
・補助額

補助対象設備	補助額
急速充電設備(※1)	補助対象経費の1/2 (上限100万円/基)
普通充電設備等(※2)	補助対象経費から国等の補助金を除いた額の1/2 (上限100万円(※3)/施設)

※1 定格出力が 30kW 以上のもの ※2 普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド

※3 1基あたり上限20万円

申請方法

- 対象設備の設置工事開始予定日の前日から起算して 30 日前までに、
補助金交付対象申請書のほか要綱に定める書類を添えて、
下記送付先までメール又は郵送で提出してください。(必着)
- 申請書様式は市ホームページでダウンロードできます。
その他、申請の流れや要綱等も掲載しておりますので、ご確認ください。

お問い合わせ・申請書送付先

福岡市地球温暖化対策市民協議会事務局(担当:福岡市環境局脱炭素事業推進課)

住所 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4204 (平日9:30~17:00 うち12:00~13:00を除く)

FAX 092-733-5592 (申請書類はFAXでは受付できません)

Mail car-charger-hojo@city.fukuoka.lg.jp

詳しくはこちらより検索ください

福岡市 充電設備 設置助成

